



「自治組織のあり方の見直し」に関する地域説明会が開催される。

## 平成23年度(4月)から 「地域の行政窓口一本化」「地域包括交付金制度」が スタートします。

1 月 13 日(木)午後 7 時から壬生野地区市民センターで、伊賀市から「自治組織のあり方の見直し」に関する地域説明会が開かれました。これまでも 2 度に渡りこれに関する説明会がありましたが、今回は、市内の 37 の各住民自治協議会に対して個別に説明が行われたものです。

「自治組織のあり方の見直し」に関する取り組みの骨子については、本誌第 63 号及び第 64 号でお知らせしてきましたが、13 日には、住民自治協議会（壬生野地域まちづくり協議会がこれに該当します。）が行うべき業務事項が具体的に示されたともに、地域包括交付金の算定要領と壬生野地域まちづくり協議会に対する具体的な交付金の規模が提示されました。なお、交付金については伊賀市の予算が可決されていけませんので「案」ということになります。

また、これらの説明会がすべて完了し問題点が整理され次第、壬生野地域まちづくり協議会と市の間で「まちづくりに関する基本協定書(案)」を締結して運用されることになります。

### これ(4月)から、こうなります。

すでにお知らせの内容と重複する部分がありますが、大切なことから再度お知らせします。

市から「区」へ直接依頼する事項は、次の 2 つになります。

1. 一つの区のみを対象とする事柄。
2. 災害発生時など緊急を要する情報収集・伝達に関する事柄  
ただし、区が地域の窓口となる場合は、まちづくり協議会へ報告されます。

「区長」の地区委嘱委員制度は、廃止されます。

変わって、まちづくり協議会を経由した届出制となり、市は届出を受けて「自治会等代表者受理書」を発行します。

## どんど焼き

～西之澤区～

今年は区全体で 1 月 15 日(土)に、ふれあい広場で実施しました。

昨年までは、各組で近くの辻に集まってどんどをしていた。しかし、当日勤めの人も多く、集まりにくくなってきていることもあって、「区でしてほしいなあ。」という声上がり、役員さんたちが検討・相談をしてくれて、実施の運びとなりました。

前日には、やぐらの準備をしてくれ、正月飾りもたくさん届いていました。当日は、子どもたちやしめ縄を手にした人が大勢集まり、どんどを囲みました。寒さのきびしい日でしたが、燃える火は暖かく、焼いてくれたお餅や焼き芋がとてもおいしかったです。小さい子どもさんから高齢の方まで参加できて、それぞれの今年 1 年間の無病息災をお願いができたことは、意義ある行事でした。



【参考】「どんど焼き」は、小正月（1 月 15 日）の行事で、正月の松飾り・しめなわ・書き初めなどを家々から持ち寄り、一箇所に積み上げて燃やすという、日本全国に伝わるお正月の火祭り行事です。神事から始まったようですが、現在では宗教的意味は少なくなっています。どんど焼きの火にあたったり、焼いた団子を食べれば、その 1 年間健康でいられるなどの言い伝えもあり、無病息災・五穀豊穡（むびょうそくさい・ごこくほうじょう）を祈る民間伝承行事です。



### 編集後記

新年早々大変申し訳ございませんが、前号（第 66 号）1 頁の会長挨拶の本文 3 行目及び 15 行目に誤植がございましたので、恐れ入りますがご訂正をお願い申し上げます。

（誤）官政権 …………… （正）管政権  
（誤）お願いいたしたいと思ひます。 …… （正）お願いいたしたいと思ひます。

◇◇◇◇ ご意見・お問い合わせ・投稿は、下記までお寄せ下さい。 ◇◇◇◇

壬生野地域まちづくり協議会広聴広報実行委員会 TEL: 45-8900

地域包括交付金制度になります。

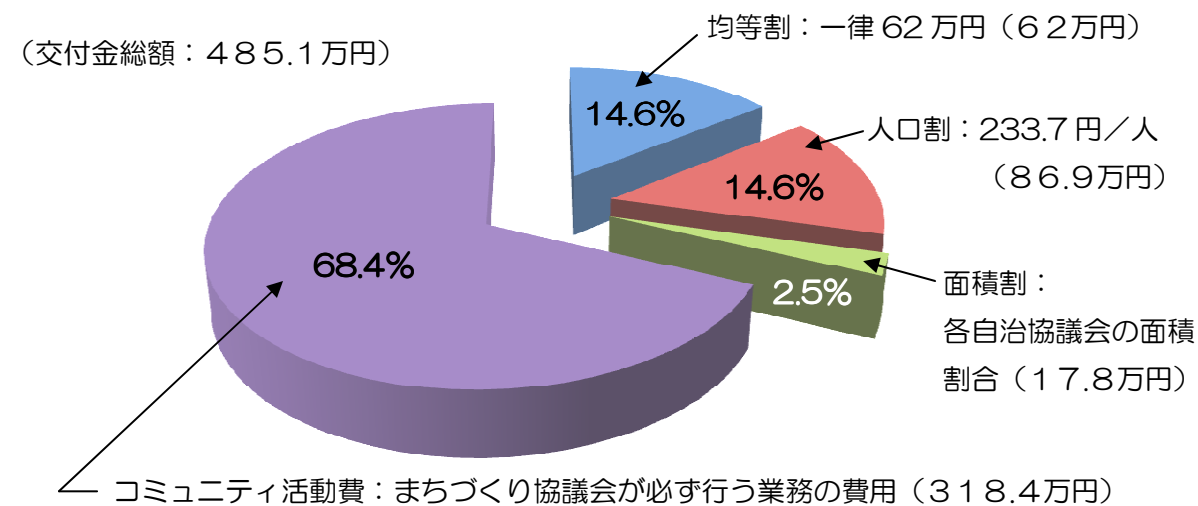
これまで「区」に支出されていた補助金や委託料などは、包括交付金としてまちづくり協議会に交付されます。

包括交付金の使い道は、地域の実情に即するよう、まちづくり協議会で事業の優先順位などを協議して、取り組んでいくことになります。

地域包括交付金は、下図の構成で決まります。

円グラフは、市の予算総額に占める割合を示す。端数調整のため100%表示になりません。

( ) 内は、平成23年度の壬生野地域まちづくり協議会への包括交付金の額(案)です。



平成24年度においても包括交付金制度の見直しを行い、行政の業務をまちづくり協議会が更に行っていくならば、交付金が増額されます。なお、地域まちづくり計画により地域独自の事業を拡大しようとする場合は、交付金以外の財源が必要であり、例えば「まちづくり負担金」や「まちづくり会費」あるいは「コミュニティ参加費」などといったものを徴収していかなくてはなりません。

壬生野地域まちづくり協議会では、地域住民の皆様にご迷惑がかからないよう、新年度からの取り組みに万全を期するよう努めて参ります。何とぞご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 市と住民とのQ&A (伊賀市議会報告資料から抜粋し一部編集)

Q：今後、区長の負荷が益々増加することがないのか。

A：行政との窓口が一本化となり、今までに比べて区長の負荷が増えることはないと思います。

Q：本当の住民の声が届かなくなるのではないのか。

A：区から要望があれば、本庁、支所、地区市民センター等が連携し地域に出向きご理解をいただくよう努めていきます。

Q：支所は本庁への取り次ぎ業務化しており、かつ、住民とのつながりが疎遠になっている。

A：市全体のバランスを見ながら必要な人員を配置するとともに、住民の皆様に関心される質の高いサービスを提供できるよう支所業務を行っていきます。

行政との地域の窓口は、「まちづくり協議会」がおこなうことになります。

まちづくり協議会は、次の事柄に関する仕事を行います。

1. 伊賀市内のすべての地域で行う事柄。
2. まちづくり協議会内の2つ以上の区で行う事柄。
3. 地域の個性、独自性を発揮できる事柄。

「区」から直接、行政(市)にコンタクトすることを制限することではありません。

#### まちづくり協議会が必ず行う事柄(20項目)

##### ■委員などの推薦・選任■

- ・統計調査員の推薦
- ・ごみ減量、リサイクル等推進委員会の委員推薦
- ・地区市民センターの職員の推薦
- ・民生委員、児童委員(主任児童委員)の推薦
- ・健康づくり推進委員(健康の駅長)の推薦
- ・投票立会人の推薦
- ・体育指導委員の推薦
- ・各種審議会委員等の推薦

##### ■配布・回覧・周知■

- ・県政だより、県議だよりの配布
- ・行政連絡事務(市の広報等の配布、行政情報の周知)
- ・事業実施、工事説明会開催の周知
- ・工事による道路通行止め、危険防止などの周知
- ・選挙関係の協議、公報などの配布

##### ■啓発■

- ・不法投棄監視ウィークに係る街頭啓発活動実施

##### ■調査、報告■

- ・地区内の調査事務(要望、提案、調査事務と取りまとめ)
- ・事業実施、工事説明会開催の調整
- ・農業委員選挙人名簿登載申請書の配布と回収

##### ■募金■

- ・日本赤十字社の社資募集(募金の集金)
- ・社会を明るくする運動「愛の資金」(募金の集金)

##### ■協力■

- ・行政が主体となって行う各種啓発事業への協力



実施方法については、壬生野地域まちづくり協議会で協議して、今まで通り「区」で行うか、新たな方法とするかを決めていかなければなりません。